



正義はどいつだ？

弁護士 近藤 博徳



ずいぶん前ですが、ある取引被害事件を受任しました。2年余りの裁判に相当の労力と費用をつぎ込んだにもかかわらず報われない結果に終わった、残念な事件でしたが、依頼者の、「やるべきことを全てやり、すっきりしました。」との一言が強く印象に残る事件でもありました。

事件に巻き込まれた人がその解決を図るとき、「譲れない一線」を持って事件に臨んでいることが少なくありません。それは単に金銭的なことではなく、いわば本人にとっての正義です。先の事件では、「自分は嘘をついていない、そのことをはっきりさせたい。」というのが依頼者の譲れない一線でした。この事件以来、依頼者にとっての正義のありかを見つけ、実現することも、紛争解決の大きなテーマであると強く感じるようになりました。

ただ、正義のあり方は人により様々です。自身でも何が大切か意識していないことも少なくありません。事件が当事者の正義の衝突であり、それ故に解決が困難であることもあります。そんな困難の中でも、依頼者にとっての正義を見いだして実現し、依頼者の名誉を保って事件を解決することも、弁護士の仕事の一面であると考えています。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

安倍晋三に引導を渡す 靖國参拝違憲訴訟

弁護士 井堀 哲



総選挙後の安倍首相の笑顔を見て、久々にこの国に住むのが嫌にな

先の侵略戦争を肯定し、国のために死ぬことを讃美するもので、「戦争を厭わず、これに参加せよ」とのプロパガンダではない。安倍参拝の狙いは、一連の政策で整えられた戦争国家への物理的基盤を、精神面で支えることにある。

●訴訟提起

二〇一四年四月二日(靖國神社の春の例大祭の初日)に市民二七三名が、続いて二〇月二七日(秋の例大祭初日)に三六四名が、国、靖國神社、安倍個人を被告とし、安倍参拝の違憲確認や今後の参拝差し止め等を求めて東京地方裁判所に提訴した。私はその弁護士事務局長をして

●英霊の実態と本訴訟の狙い

誰しもが、非業の死を遂げた戦没者の魂に哀悼の意を献げたい衝動に駆られる。しかし、隣国で略奪と殺戮を繰り返した

戦没者に対して国の代表者がすることがあるとするれば、侵略戦争の片棒を担がせ、国の無策によって犠牲にしたことに対する謝罪であって、英霊として讃えることでも感謝することでもない。それが分からない総理大臣には、辞めてもらった方がよい。これが本訴訟の狙いの一つである。

遺言書の勧め

弁護士 木下 泉



それはバブル景気が始まった頃でした。大きな借地に複数の建物を残

して亡くなられた方がいました。遺言書はありませんでした。法定相続人が六人でその内二人が敷地内の建物に住んでいました。遺産分割は大モメにモメました。住んでいる者はそのまま住み続けたいと言う。売ってお金にして分けたいという者もいる。バブル景気に乗って大資産を築いている者、バブルとは無縁で地味に生活している者と経済格差が大きくなり、ねたみそねみの感情も渦巻いていました。ねたみそねみの感情も渦巻いていました。相続財産はピーク時に一〇億円程度の価値があったのに、もめている間にバブル崩壊し、一〇年かかって解決したときには数千円の価値になっていました。この遺産分割、結局皆がバブルの恩恵を受け損ねて捕らぬ狸の皮算用は泡と消えたのでした。

このケースは紛争を起こす余地のない遺言書があれば、被相続財産の価値を減らすことなく有効活用されたかもしれない。今年からは相続税制が大きく変わり、基礎控除が三〇〇万円と法定相続一人につき六〇〇万円となりました。この

変更により都市部に家や土地を持っていれば相続税がかかる可能性が出てきます。つまり、今まで相続税とは無縁だった方に相続税がかかるようになり、家が唯一の相続財産だったとすれば、相続税を支払うために家を売らざるを得なくなるのです。親と同居して親の介護をした子が中年になって家を失うという事態が起こることになります。

また、相続税の申告期限は相続発生を知った時から一〇ヶ月ですが、その間に遺産分割協議が成立しなければとりあえず法定相続分で申告するしかありません。その場合、配偶者控除や小規模宅地の評価減などの軽減措置を受けることができませぬ。一定の救済措置は用意されているとはいえず、軽減措置を受けられない相続税を納付する必要性が生じます。もし、遺言書があれば、速やかに軽減措置の特例を適用した相続税の申告、納付ができ、税の支払いを免れることもあるのです。

このように、紛争の余地を残さない遺言書の必要性はますます強くなって来ています。遺言書はただ被相続人の希望だけを書いたのでは、遺留分侵害が起きたり、遺言書の真偽が争われたり、紛争の原因となることもあります。ですから、紛争予防をも配慮して遺言書を作成するために、まずは、弁護士によく相談されることが大切だと思います。



設計の苦勞とたのしみ

弁護士 松浦 基之

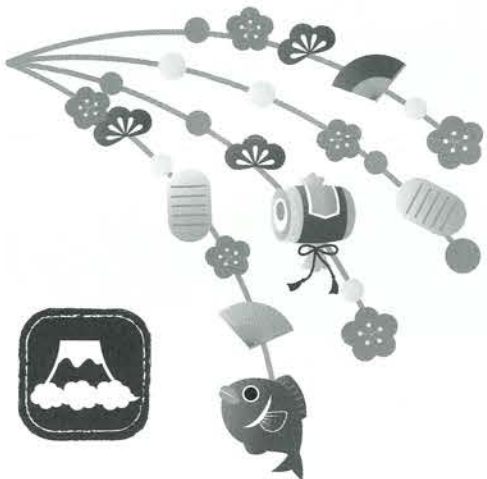


最近、「設計はしたものの見積もりが想定の上になっ

た。工事費も上がっている。色々と工夫したが施主の資金繰りがつかず、施主が建築を諦めてしまっ、計画した建物の設計料を払ってくれない、どうしたら良いか」と言う類の相談を受けることが珍しくな

設計契約を締結するときから、工事費の概算が双方に了解できていれば、施主も設計者もそれを一つの目標として、設計内容も予算もこれを基準にして準備を進めることができる。しかし、設計が進むほどに夢は膨らんで、実施設計が終わって工事担当会社の見積もりをとると、予算を相当に超えることがよくある。設計を縮小しながら工事費も縮小に向けて努力するにしても限界がある。必要な費用が調達出来て、設計が生かされればよし、それが出来なければ、施主は建築を諦めざるを得ない。

このような場合、設計契約の内容や性質が問題となる。特に、工事費の額が契約書等に記載されていれば、契約上、この額がいかなる拘束を与えるのか、あるいは与えないのか、が問題となる。



最低賃金を決定する現場において思うこと

弁護士 岩田 整



数年前から東京地方最低賃金審議会の公益代表委員を務めています。

その主な役割は、文字通り、東京都内の事業場で働く労働者に支払われるべき最低の賃金額について検討することです。さて、東京都における最低賃金は、平成二六年一〇月からは、時給八八八円となりました。

三〇年も前のことになりましたが、高校生であった私が、スーパーマーケットの惣菜担当係として初めて得た給料の単価は、時給五〇〇円でした。学校が休みの日には八時間働いて四〇〇〇円もの大金を稼ぐこともありました。この個人的な経験の印象が強く残っていることもあって、時給八八八円と聞きますと、最低賃金は随分高くなったものだと感じます。

今、調べてみますと、三〇年前の東京都の最低賃金は、四六三円だったようです。ここ三〇年間の消費者物価の上昇率が二割未満ですので、最低賃金は、物価の上昇を大幅に上回るペースで引き上げられたことが分かります。

特に、近年においては、生活保護を受けた場合に得られる収入の額よりも、働いて稼ぐことが期待できる収入の額を高



くするべきであるとの考えもあって、最低賃金の引き上げのテンポが急になってきます。

こつしたことから、最低賃金に近い額の賃金で働く労働者が増えています。このため、最低賃金の引き上げが、事業主の労働コストの負担を高める影響も大きくなってきていると思われ

その一方、労働者から見れば、時給八八八円では、フルタイムで就労できたとしても、生活するために十分な収入を得られることにはならないと思われ

さらに、両親の介護や子の養育にかかるだけの収入を得ることは、難しいことといっべきなのかもしれません。今後、最低賃金の重要性は、ますます高まっていくと思

優華ちゃん事件 全面勝訴確定のご報告

弁護士 安孫子 理良



二〇一三年の「大樹」で報告させて頂いた医療過誤訴訟・優華ちゃん事件は、昨年二月十七日に、

最高裁が上告不受理決定をして、全面勝訴が確定しました。事案は、二〇〇七年九月に出生した赤ちゃんが生後二八日目に自宅で亡くなってしまったところ、行政解剖の結果、大動脈弁狭窄という先天性心疾患があり、心不全のために亡くなったことが判明したというものでした。私たちは、入院中、一カ月健診時に発見できたはずであるとして、病院の責任を追及していました。一審判決では、病院のカルテの記載が不自然で信用性が乏しいと実質的にカルテの改竄の主張が認められ、病院の心雑音聴取義務違反の主張も認められました。病院側の悪質性が考慮され、請求金額全額が認められました。画期的な一審の判断は控訴審でも維持され、病院側からの上告は不受理という形で終わり、患者側の全面勝訴が確定しました。優華ちゃんが生まれた二〇〇七年九月は、私が弁護士登録をした月です。最高裁での事件確定まで、弁護士としての最初の七年間をこの事件とともに歩んできました。裁判で勝訴が確定しても、失われた命は戻ってきませんが、この判決が、新生児医療の質の向上に少しでも寄与すればと思います。

Lawyers column



そろばん

弁護士 濱野 泰嘉

みなさんのなかにも、昔、そろばんを習っていた方がいらっしゃるのではないのでしょうか？

かく言う私も小四まで習っていて、いまは、小三の長男、小一の次男が仲良く近所のそろばん教室に通っています。

さて先口、次男がそろばんの宿題をしていたとき、新しく習ったばかりの三ヶタと二ヶタのかけ算のやり方を忘れたと頭を抱えていました。「パパに教えてもらえば」という妻のひと声で安請け合いましたものの、私自身もやり方をすっかり忘れており、二人して長男に弟子入りすることに。久しぶりに指で珠をはじき、一の位をひとつ、ふたつと移動させ、懐かしい感覚を少しずつ思い出していきました。

そして、せっかく教えてもらったんだから一〇問勝負。結果は…。まあ、次男がやる気になってよかったんですけどね。言い訳と負け惜しみしか出てこない父親でした。

事務局 ちょっとひとこと

▼昨年の秋は三連休を利用して、栃木的那須と福島猪苗代湖で二度キャンプをしました。スーパードッグの駅で地元のお肉や野菜、地酒を買い、BBQやキャンプファイヤーを楽しみました。どちらの土地のものともとてもおいしく、十分に満喫しました。

福島では会津若松での観光も楽しみました。鶴ヶ城は、沢山の観光客でにぎわっていました。帰りは、首都高の渋滞で運転疲れしましたが、それすらもとても良い思い出です。来年はどこに行こうか、今から考えています。(母)

▼6月に出産し、育児中です。最近の一番の心配ことは保育園に入れるかということです。0歳児クラスは4月入園が一番可能性が高く、年度途中や1歳以降の入園は狭き門となります。育児を切り上げて一緒に居られる時間が減ってしまうのは寂しいですが、ずっと預けられないのも困ります。経済状況・子供の成長・親の考えのバランスが取れるところで、当事者自身が復帰時期を選べる社会にならないものかなあと感じます。(夕)

編集後記

発刊作業に携わったのは、中学生の頃の学級新聞ぶりです。それはもう二五年以上も前のことになりませんが、その頃には既に「大樹」第二〇号が発刊されていたのです。驚きに加え、歴史と重みを感じました。(工)



◆アクセス：地下鉄丸ノ内線「新宿御苑前」駅 2番出口 徒歩5分

ホームページはこちらです。 <http://www.tokyotaiju.com/>